平成２４年（フ）第２２８５号
名古屋市中川区牛立町１丁目91番地の１
債務者　大矢　幸典
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２１号
神戸市中央区生田町２丁目１番10号　新神戸都マンション602号、従前の住所神戸市中央区宮本通５丁目２番１号
債務者　白石武子こと　韓　　武子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３１号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10―202号財形新富ハイツ202号
債務者　永田　隆一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３２号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10―202号財形新富ハイツ202号
債務者　永田　初代
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６２号
山形市江南１丁目15番４号、前住所埼玉県越谷市赤山本町２番地15　ＯＺＥＫＩⅡマンション601号
債務者　工藤　雅央
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳重　　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１３３号
大阪市西区南堀江４―11―４―317　香山春木方、住民票上の住所大阪府寝屋川市香里本通町10番３―603号
債務者　田中　浩一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増山　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９６号
大阪府枚方市招提中町２丁目31番５―102号
債務者　倉田　康則
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　憲一
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９２号
群馬県館林市苗木町2404番地の９
債務者　佐藤　　舞（旧姓清水口）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６８１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原5546番地
債務者　小島　洋一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６９８号
神奈川県平塚市高村203番地　高村団地８―102
債務者　伊藤昭一郎
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５２２号
新潟県燕市下粟生津2701番地６
債務者　山崎　一男
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２３号
新潟市西区松海が丘１丁目７番27号、住民票上の住所新潟市西区みずき野２丁目16番25号
債務者　長谷川美江子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１００号
新潟県胎内市竹島282番地２
債務者　藤田　　徹
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６５３号
大阪府貝塚市加治60番地７アクアコート貝塚304号
債務者　井上　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７２号
大阪府貝塚市加治60番地７アクアコート貝塚304号
債務者　井上　詠一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７７号
大阪府泉南郡熊取町若葉１丁目18番７号、前住所大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目323番地の１、営業所所在地大阪府泉佐野市鶴原1813番13
債務者　理容ステップこと　前元　文博
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６８５号
大阪府岸和田市春木若松町１番22号
債務者　田中ツユ子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係